

整理番号	経-法不-7
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定物象量の表記の抹消
概要	計量法の規定により、都道府県及び特定市町村の長は、スーパーなどに職員を立ち入らせ、商品が正確に計量されているか検査をさせることができるとしており、その立入検査において、内容量が表記された特定商品の内容量の誤差が量目公差を超えるときは、当該商品の所有者（又は占有者）に理由を告知した上で、当該商品の内容量の表記を抹消することができます。
根拠法令等 及び条項	・計量法第150条 ・特定商品の販売に係る計量に関する政令 別表第1・別表第2
処分基準	（計量法第150条〔特定物象量の表記の抹消〕） 都道府県知事又は特定市町村の長は、第四百四十八条（立入検査）第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。
ホームページ	
備考	